

食品安全委員会（第722回会合）議事概要

日 時：平成30年11月27日（火） 14：00～14：51

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 5名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

- [1] 1-メチルシクロプロペン [2] オキスポコナゾールフマル酸塩
- [3] ジクロベンチアゾクス [4] トルクロホスメチル
- [5] フロルピラウキシフェンベンジル
- [6] ペンチオピラド

→厚生労働省から説明。

本件について、農薬専門調査会で審議することとなった。

・動物用医薬品 2品目

チルジピロシン

→厚生労働省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ40注射液）

→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会及び薬剤耐性菌に関するワーキンググループで審議することとなった。

（2）プリオン専門調査会における審議結果について

・「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「ゲンチアナバイオレット」に係る食品健康影響評価
について

→事務局から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「遺伝毒性を示す可能性を否定することができず、発がん性が示唆されたことから、一日摂取許容量（ADI）を設定すべきでない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。